

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年9月20日（金） 10：04～10：16

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	1 件
○政令	1 5 件
○人事	3 件
○配布	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、森屋副長官から御説明申し上げます。

○森屋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「キューバ国」、「スウェーデン国」及び「ポーランド国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令15件について、御決定をお願いいたします。まず、「沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正令」は、スマート農業技術活用促進法に規定する認定生産方式革新事業者及び認定開発供給事業者を同公庫の貸付対象者に追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「地方自治法施行令の一部改正令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、国の指示により都道府県が事務処理の調整を図ることとなる事務を定める等の所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「国家公務員共済組合法施行令等」、「地方公務員等共済組合法施行令等」及び「私立学校教職員共済法施行令」の一部を改正する各政令は、短時間労働者が共済制度の加入者となる法人等の範囲を拡大するものであります。

次に、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、旅行役務提供者の要件並びに旅費の種目及び内容等を定めるものであります。

次に、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部改正令」は、2025年日本国際博覧会の記念貨幣について、第3次発行分の素材、図柄等を定めるものであります。

次に、「感染症法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年10月1日とするものであり、「中国残留邦人等支援法施行令の一部改正令」は、同改正法の一部の施行に伴い、読替えに係る規定を整理するものであります。

次に、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部改正令」は、試験の実施に要する費用を勘案し、受験手数料の額を引き上げるものであります。

次に、「医師法施行令及び医道審議会令の一部改正令」は、医療法等の一部改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「消費生活用製品安全法等の一部改正法の施行に伴う経過措置政令」は、子供用特定製品の規定に関して消費経済審議会への諮問を可能とするため、経過措置を設けるものであります。

次に、「防衛省組織令の一部改正令」は、所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁の次世代装備研究所を廃止して、新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所を新設する等の改正を行うものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部改正令」は、人材の一層の有効活用を図るため、1佐から3佐まで並びに2曹及び3曹の階級にある自衛官の定年を、それぞれ1年引

き上げるものであります。

次に、「自衛隊法施行令等の一部改正令」は、防衛省設置法等の一部改正法の一部の施行に伴い、任期を定めた自衛官の採用及び給与に関し、必要な事項を定める等の所要の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、明日から24日まで、上川外務大臣が、23日から25日まで、武見厚生労働大臣が、22日から26日まで、国際連合総会出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、吉村典晃外639名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、内閣総理大臣岸田文雄の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○松本国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。8月の消費者物価指数は、1年前に比べ3.0パーセントの上昇となりました。また、生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ2.8パーセントの上昇となりました。どちらの指数も上昇幅については、7月に比べ拡大しております。これは、「米類」の上昇により、「生鮮食品を除く食料」の上昇幅が拡大したことなどによるものです。

○林国務大臣：次に、加藤大臣。

○加藤国務大臣：明日9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施します。また、この期間中、ゼロの付く30日を「交通事故死ゼロを目指す日」としています。今回は、「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」、「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」、「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」の3点を重点に掲げ、運動を推進します。昨年の交通事故による死者数は、2,678人で、8年ぶりに増加に転じ、本年も前年と同程度の高水準で推移しており、いまだに多くの方々の命が交通事故により失われています。閣僚の皆様には、交通安全対策の推進に、一層の御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○松村国務大臣：本年の交通事故死者数は、対前年比で減少しているものの、依然として尊い命が失われていることに変わりはありません。また、例年、この時期から年末にかけて、交通事故死者数が増える傾向にあり、特に夕暮れ時から夜間における歩行者の交通死亡事故の増加が懸念されます。今回の全国交通安全運動においては、各自治体や関係機関・団体と連携しながら、歩行者の反射材用品等の着用と安全な横断方法の実践、夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用を促していくほか、飲酒運転等の根絶や自転車・特定小型原動機付自転車利用者のヘルメ

ット着用と交通ルールの遵守の徹底等に取り組んでまいりますので、閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：上川大臣及び武見大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、松本大臣を外務大臣の、土屋大臣を厚生労働大臣の臨時代理とすることといたします。なお、私の海外出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり林内閣官房長官となりますので、御了知願います。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された厚生労働大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

資料あり

- 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（決定）
（経済産業省）
- 〃 ○ 防衛省組織令の一部を改正する政令（決定）
（防衛省）
- 〃 ○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）

◎ 人 事

資料なし

資料あり

- ☆ 内閣総理大臣岸田文雄外 2 名の海外出張について（了解）
- ☆ 判事吉村典晃外 6 3 9 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）
- 〃 ☆ 内閣総理大臣岸田文雄の外国勲章受領許可について（決定）

◎ 配 布

☆ 消費者物価指数

(総務省)

☆ 月例経済報告

(内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]